

(1) 提供先第三者の選定に係る記載の明確化について

- ・情報銀行から提供先において個人を識別できないように情報が提供されても、個人が提供先のサービスを使う際に個人情報登録して提供先により個人が識別される場合があるが、この場合についてはどのように考えるか(①～③のいずれにおいても同様の問題が生じる)。(美馬構成員・森主査)
- ・②は仮名加工情報の議論に寄せていってもよいと思う。少し緩い扱いにはなるが、基準間の差分はわかりやすくする必要があるので、仮名加工情報の定義に加えて〇〇の要件を満たすこと、というような形にしてはいかか。(落合構成員)
- ・③の場合に、提供先と委託先の契約において、「提供先は委託先に預けているデータを見ることができる」等の、情報銀行の監督義務と抵触する合意がなされる場合もあることから、②の議論も踏まえ、提供先に渡せる情報が何かを整理するべき。(森主査・森田構成員)

※①: 提供先は閲覧のみ ②: 提供先が個人を識別できないよう加工 ③: 提供先が情報の取扱いを委託

(2) 統制環境に問題のある事業者の扱いについて

- ・登録事項と関係ない事故での取消しについては、認定指針に明示的に記載すべきではなく、ガバナンス体制の要件を記載した上で、個人情報保護と直接関係ない事項を含め、管理体制に問題がある場合に取り消すという運用がよいのではないか。(落合構成員)

(3)IoT機器から取得される情報の利用について

- ・IoT機器からは一人一人のデータを取る場合もあり、IoT機器から取得されるデータではなく、世帯混在プライバシーに関する議論であることを示すべき。(小林構成員)
- ・顔写真、音声、動画といった個人を識別できる情報については、世帯混在プライバシーから除外する必要がある。(小林構成員・落合構成員・森主査)
- ・IoT機器契約者と異なる世帯構成員が情報銀行に対し第三者提供の同意をしたとしても、結局、データがどのように渡されるのか、認証をどのように行うのかが問題となり、契約者を本人として同意を取得することになるのではないか。(美馬構成員)
- ・IoT機器から取得される情報は視聴履歴よりも重い話であり、また、資料に記載のような制限された状況に限られずより幅広いデータが収集される場合が想定されることからすれば、記載された条件は不十分である。どのような情報を対象としているか具体的に記載すべき。(長田構成員)
- ・顔写真のようにそれぞれの人の情報が分かるような場合には、明確に同意を取ってくださいと言うべきではないか。指針には詳細は書き過ぎないようにして、別のところで切り分けを記載しておくといよい。(落合構成員)